

加入者の皆様へ

資格取得・喪失等の決定に不服がある場合、審査請求
ができます。

適用や保険料、保険給付などの決定に不服があるとき

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請
求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求
又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か
月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、
処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内
(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、
健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又
は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行
等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由がある
ときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

健康保険組合